

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月18日現在

機関番号：11301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2010～2011

課題番号：22830008

研究課題名（和文） 社会保障法における契約の浸透とその意義

研究課題名（英文） The infiltration of contracts into social security law and its significance

研究代表者

嵩 さやか (DAKE SAYAKA)

東北大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：00302646

研究成果の概要（和文）：社会保障法においてどのように私人間の契約が利用され、民法秩序がどのように機能しているかを研究し、契約においても一般原則などを適用することで当事者間の利害の均衡が図られたり、制度の持続可能性が高められたりすることを明らかにした。また、社会保障法の法理念の一つとされる連帯が、民法の理念によっても基礎付けられうることを示し、社会保障法を単なる国家と個人間の関係から、国家と社会と個人の関係へと捉え直すための法的根拠を探求した。

研究成果の概要（英文）：This project researched how contracts and civil law orders function in social security law and showed that contracts enable to maintain the balance of interests between parties concerned and to make social systems continuous. This project also showed that the idea of solidarity, one of the legal ideas of social security law, can be based on civil law and searched for the legal bases in order to consider social security law to be a state-society-individual relation, not a state-individual relation.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	470,000	141,000	611,000
2011年度	710,000	213,000	923,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,180,000	354,000	1,534,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、社会法学

キーワード：社会保障法・契約・連帯・民法

1. 研究開始当初の背景

(1) 2000年の介護保険制度の創設や2005年の障害者自立支援法の成立などを内容とするいわゆる「社会福祉基礎構造改革」は、社会福祉の多くの領域について、措置方式から契約方式への転換をもたらした。これにより介護サービス等の提供は、従来の行政（主に市町村）による給付の方式から、

民間の事業者と対象者との間で締結される契約によって規律されることとなった。この変化は、社会福祉の領域で契約法（および、より一般的に民法）の秩序（具体的には、消費者契約法や安全配慮義務など）の重要性が飛躍的に増大したことを意味する。

他方で、少子高齢化の進展などにより財政難を抱える公的年金制度においてその給付

水準を抑制する動きが見られるのと連動して、近年益々任意的な年金制度である企業年金の重要性が増してきている。ただし企業年金においても、バブル経済崩壊後の日本経済の低迷を受けて、財政難を抱える制度が少なくなく、受給額の減額を実施する企業も増加している。受給額の減額は、企業等と労働者・退職者との間で締結されている契約の内容変更を意味するため、その有効性をめぐる法的紛争も散見される。このように、公的年金制度の縮小に伴い、年金の領域でも契約によって規律される企業年金への注目が高まっていた。

(2) こうした動きを受け、社会保障法学においては近年「社会福祉と契約」あるいは「社会保障と契約」という切り口から、主に福祉契約の独自性や問題点などを検討する先行研究が蓄積しつつあったが、これらの先行研究は2つの特徴を呈していた。

第一に、その多くが個別の制度領域を取り扱うミクロ的検討である点である。具体的には、もっぱら社会福祉基礎構造改革後の社会福祉の領域を取り扱ったものが多く、その他の領域（医療や年金など）を取り扱っているとしてもその検討はやはり当該領域に限られたものであった。

また第二の特徴は、特に福祉契約についての初期の先行研究に見られるが、社会保障における契約の登場を「異質なもの」の浸透と捉える暗黙の前提である。もっとも、これまでの社会福祉の領域には私人間の契約の契機がほとんどなく、公的責任として行政活動によって実施されていた点を踏まえれば、この前提は当然であり、こうした前提の設定によって福祉契約の特殊性や公的責任との相克・すみ分けなどの議論が充実したといえる。

こうした先行研究の2つの特徴は、社会保障法への民法秩序の浸透という新しい現象への取り組みとしてむしろ自然なものであるが、それは同時にこの問題についての研究に一定の限界をもたらしてしまう可能性があったため、より根本にまで立ち返った議論が必要であった。

2. 研究の目的

(1) 本研究はこうした先行研究を否定するものではなく、むしろそれらの成果を素地としつつ、前述の先行研究の2つの特徴と異なるアプローチから社会保障法における契約秩序・民法秩序の浸透についてより包括的で本質的な分析を行うことを目的とする。すなわち、社会保障法における契約秩序・民法秩序の浸透をよりマクロ的な視点から制度横断的に捉えつつ、社会保障法における契約秩序・民法秩序は果たして本質的に異質なもの

なのか、あるいは本質的にはどこが異質なのか、という問いに挑むことを目的とする。

(2) マクロ的検討の必要性は、民法秩序の浸透により、個別領域に限らず社会保障法全般について、その本質やその法体系における位置づけ（民法や憲法などとの関係）への再検討が迫られているためである。

さらに、契約秩序・民法秩序を異質なものと見る考えへの疑問は、近年注目を集めている民法を全法体系の根本法として捉える民法基底的法体系論に着想を得たものであり、この問題提起は社会保障をもっぱら国家の責務である憲法上の生存権保障の表れと捉える従来の考えへの再検討を迫る。すなわち、法体系の理解を転換させ、そこでの社会保障法の位置づけを再定義することで、社会保障法における契約秩序・民法秩序の浸透が異質なものの侵入なのかを検証し、さらに福祉契約など生存権理念のみでは説明し難い社会保障法の個別の仕組みについて、その意義を捉え直していくのである。こうした検討は、社会保障法を基礎付ける法理念や社会保障における主要アクターである個人・社会・国家の相互関係を探求することに資するものであると思われる。

3. 研究の方法

(1) 2010年度は社会保障法における契約秩序・民法秩序の浸透について、先行研究をもとにまず個別領域における現状と課題等を分析し、それを踏まえて契約秩序・民法秩序の浸透の社会保障法における位置づけについての従来の理解とその限界を明らかにした。

(2) 2011年度は、2010年度の検討を受けて、民法基底的法体系論を手がかりに、社会保障の法理念を民法から基礎付けることを試み、社会保障法における契約秩序・民法秩序が本質的に異質なものなのかという問いを検証した。

(3) 両年度とも、主に書籍や論文、判例などの資料収集とその分析によって研究を遂行するが、必要に応じて他の研究者との交流や研究会での報告と議論を通じて研究の効率的実施を目指した。また、フランス法などについて比較法的見地から文献収集を行い、検討を加えた。

4. 研究成果

(1) 2010年度は、本研究の前半として、社会保障法における契約の機能とそれを取りまく法的問題を取り上げ、それに関する判

例・学説の分析および今後の民法改正の動向による影響などを検討した。

具体的には、契約の進展に合せて、①契約締結過程における情報提供義務・説明義務、②契約締結への規制、③契約内容の決定、④不当条項規制、⑤契約遂行過程、⑥損害の発生などの項目について、制度横断的に社会保障の実定法による規律を見た上で、そこでの規律の欠缺を補うべく民法の一般原則や特別法などがどのように機能しているかを、判例や民法の学説を踏まえて検討した。

こうした検討を通じて、社会保障における契約当事者間の利害関係の調整等は、社会保障の実定法でもある程度実現されているものの、しばしば私法上の効果が不明であることが多いことから、民法やその特別法による規律が重要な役割を果たしていることが明らかになった。契約による社会保障給付の実現については、利用者の利益保護の観点からさまざまな懸念が示されることが多いが、民法の一般原則などが契約正義などを取り込むことにより当事者間の均衡が図られうるということが明らかとなった。ただ、同時に民法の解釈にはルールの不透明さも見られるところであり、社会保障における契約への規律に実効性を持たせるためには特別法の立法が望ましいことも分かった。

(2) 2010年度はさらに、企業年金における受給者減額の具体的事例を素材に、受給者減額における権利濫用や信義則の適用のあり方や契約解釈についても詳しく検討を行った。

ここでは、私的制度（企業年金）の持続可能性の実現のため、私人間の連帯を基盤とした民法秩序が機能することが明らかにされ、これにより、公的年金制度の持続可能性を保持するための国家介入がもつ意味の相対化を可能とした。つまり、国家が公的年金制度の持続可能性を高めるために私人の自由や権利を制限することは、国家と個人との間の特殊な関係に基づくのではなく、企業年金のように私人間でも民法秩序（信義則など）を通じて実現されていることなのであり、両者の間に本質的相違は存在しない可能性が指摘される。このことは、年金制度の民営化を論ずる際に、国家の役割などを議論する上で重要な示唆を与えるものと思われる。

(3) また、2010年度には、現在議論されている債権法改正案が社会保障法に与える影響についても考察した。ここでは、消費者契約法での規定をより一般化して取り込む改正案や、契約の成立について従来の判例・通説に照らしてより規制を強化する改正案などは、措置から契約へ移行した介護保険や障害者自立支援の領域などに影響を与え

ることが予想された。この分析は、弱者保護を基軸とした民法秩序の整序が、社会保障法における当事者の法的関係を支える重要な基盤を築いてきていることを明らかにしている点で意義がある。

(4) 2011年度には、2010年度に引き続いて、社会保障法が契約秩序・民法秩序によって規律されている具体的局面を横断的に検討すると同時に、より根本的な研究として、社会保障法における理念のひとつとされる連帯の理念を、民法の理念を手がかりに明らかにすることをを行った。

①まず、そうした検討の前提として、社会保障、とりわけ連帯の理念により強く依拠する社会保険が、現在どのような変化にさらされているのかを、フランスでの議論などを手がかりに検討した。そこでは、社会保険のもとで個人をまとめ上げていた前提が、社会状況や医学の進展などにより変化してきており、社会保険における「脱連帯化」が見られることなどが明らかにされた。

こうした現象は日本の社会保険ではまだ人々のなかで意識されてはいないが、フランスと同じく「脱連帯化」の端緒はすでにあるものと思われ、社会保険さらには社会保障全体での連帯をいかに再編成するかということが大きな課題になりうることを示した。

②上記の社会保険や社会保障における連帯の状況を踏まえて、つぎに本研究では、社会保障の連帯の理念について、民法による基礎付けを試みた。連帯の理念については、従来から社会保障の法理念として学説によって広く承認されてきてはいるものの、その他の法理念である生存権や自由とは異なり、憲法上の根拠を明確には持たないことから、その規範的根拠や内容などに疑問が呈されていた。こうした連帯の理念について、本研究はこれまで従来の学説では見られなかったアプローチ、すなわち民法による基礎付けを試みたものである。

民法に着目した理由としては、第一にフランス民法の研究などを通じて「民法基底的法体系論」を提示する学説があり、憲法とならぶ（あるいは憲法に先立つ）社会の根本法として民法を捉える見解があるためである。第二に、一部の民法の学説では自由・平等と並ぶ理念として連帯を掲げる見解が有力に主張されていることが挙げられる。

③具体的な研究としては、民法基底的法体系論に依拠しつつ、民法の理念として連帯を掲げる学説に着目し、その学説が民法における連帯をどのように捉えているのかを検討した。そうした検討を通じて、以下のような分析を行った。

まず、民法は、自由な個人を尊重しつつ、他者との共存を可能とするために形成されてきたさまざまな社会的規範によって個人の自由を枠づけることも志向しており、これが連帯の原理あるいは共同性と表現されている。

つぎに、民法における連帯の原理のもう1つの特徴として、個々人が共生のための制度を自分たちで構築することができるということが挙げられる。このように理解される民法では、「公共性」を主体的・能動的に構築し参加する個人（しばしば「市民」と表現される）が想定されているといえたと分析される。

④こうした民法の分析を前提に社会保障法を理解すると、以下の点が指摘できる。

第一に、共生のための制度である社会保障の構築や運営において、当事者の主体的・能動的参加が重要性であることが導かれる。これは、前述の民法の第二の特徴で分析した、民法の想定する個人像（市民像）から導かれるものである。

第二に、社会保障における当事者間の再分配について、その規範的根拠を民法に求めることができるようになる。これは、前述の民法の第一の特徴で分析した、他者との共生のためにお互いの自由を供出しあうことから導かれると思われる。ただし、共生のためにどのような制度が望ましいのか、あるいは公共社会の維持のためにはどのような制度が望ましいのかについては、民法は一定の価値を提示するものではないと思われるため、当事者の参加と議論の蓄積が重要であり、それによってより望ましい再分配を決定していく必要があることも同時に指摘できる。

⑤以上の検討はいまだ不十分な点も多いが、こうした社会保障法のとらえ方は、従来の学説とは異なるアプローチであり、社会保障法における連帯の意義を複眼的視点から捉えることを可能とし、市民から構成される社会における制度としての社会保障の原理を解き明かすことに資するものと思われる。すなわちこうした社会保障法のとらえ方は、社会保障における個人・社会・国家の相互関係を新たに規律する原理を知る上で重要な視点を提供したものと思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

- ① 嵩さやか、自社年金における受給者減額の有効性、判例時報、査読無、2090 巻、

2010、194-198 頁

[図書] (計1件)

- ① 菊池馨実編、法律文化社、社会保険の法原理、2012、27-47 頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

嵩 さやか (DAKE SAYAKA)

東北大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：00302646

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：